

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成25年6月5日（水）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 片山 隆夫（さいたま地方裁判所第3刑事部部総括判事）

裁判官 寺本 真依子（さいたま地方裁判所第3刑事部判事）

検察官 小倉 健太郎（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 岡 慎一（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代 女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 男性（以下「2番」と略記）

（編集者注：裁判員経験者3番は、当日欠席のため欠番とした。）

裁判員経験者4番 40代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 50代 男性（以下「6番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

ただいまから、裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めます。この会の趣旨は、裁判員制度実施後、当裁判所におきましても数多くの裁判員裁判が実施され、事例や経験が集積されておりますが、法曹三者の立ち会いの下でできるだけ多くの裁判員経験者の方から意見や感想を伺い、交換する機会を設けることで、今後の制度の運用の参考にさせていただくというものでございます。本日は、5名の裁判員経験者に参加していただきました。御協力いただきまして誠にありがとうございます。この5名の方々は、昨年12月から今年2月までに判決を言い渡した事件に、裁判員として関与された方です。先ほどの趣旨を踏まえ、率直な御意見、御感想をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。また、本日は法曹三者にも参加していただきました。まず、自己紹介を順番にお願いしたいと思います。それでは、まず寺本裁判官、お願いいたします。

寺本裁判官

さいたま地裁第3刑事部の裁判官、寺本真依子と申します。私は、今年の4月に当裁判所に参りました。既に3件の裁判員裁判に携わりました。ちなみに、前任庁の岡山地裁でも2年間裁判員裁判に携わっておりました。本日は、皆様から率直な御意見を頂戴いたしまして、今後の裁判員裁判の運営に役立てて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

では、続いて岡弁護士、お願いいたします。

岡弁護士

弁護士の岡と申します。私、裁判員裁判の経験としてはこれまで5件ありまして、今6件目をちょうど担当しているところです。それから、弁護士会で裁判員制度関係の委員会などもしておまして、関与しております。特に裁判員制度が始まりまして、弁護士の弁護活動が分かりやすかったという評価がかなり下がってきていると。検察官に比べて大分差をつけられているという状況が続いておまして、今日

そういう話も出るかと思えますけども、その弁護活動の在り方について考えていく機会にしたいと思っておりますので、是非率直なところをお聞かせ願いたいと思えます。

司会者

では、小倉検察官、お願いいたします。

小倉検察官

さいたま地検の検事の小倉と申します。私は、平成23年4月からこのさいたま地検の公判部で裁判員裁判を担当して参りました。本日は、裁判員を経験した皆様の貴重な御意見をお聞かせ願えればと思っております。よろしくお願いいたします。

司会者

申し遅れましたけれども、本日の司会を務めさせていただきますさいたま地裁第3刑事部の片山でございます。昨年11月に当裁判所に参りました。この6か月で8件の裁判員裁判に携わりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、意見交換に入りたいと思えます。最初の話題は、裁判員を経験しての全般的な感想を伺いたいと思えます。皆様には、裁判員に選ばれたときと、実際に裁判員として職務を全うしたときとでは、御自身の気持ちに違いはあったのでしょうか。この点を伺います。なお、裁判員経験者3番の方はお差し支えということで、本日御欠席です。欠番とさせていただきます。

まず、裁判員経験者1番の方と2番の方は同じ事件を担当されております。事案の内容は、被告人が、住居に侵入した上で金品を物色していた際、女性が帰宅したことから、強盗しようと考えて、その女性に対して暴行、脅迫を加え、更に強姦して金品を強奪するとともに、けがを負わせたという強盗強姦事件のほか、その女性から強奪したキャッシュカードを使用してATMから現金を引き出した事件、そのほかに住居に侵入して窃盗した事件4件というものだったと思えます。まず1番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとの違いについて御感想をお話してください。お願いいたします。

1番

選ばれたとき、あるいは書類が来たときに、最初はびっくりしました。何で選ばれたのか分からなかったのですが、無作為に抽出されましたということでしたので、はいと思って来ました。終わった後、事件に関してもとか、それから裁判に携わる裁判官の方とか、弁護士さんとか、検事さんとかのいろいろなこと、ふだん見ることがないというか、聞くこともないので、すごく思うところはたくさんありました。でも、終わった後は、思うことはたくさんあったというだけです。どういうことですかと言われると、また細かくなりますけれども、それぐらいにします。

司会者

1番の方、裁判員に選ばれるときに、裁判員ってやってみたいと思ったんですか、それともできればやりたくないと思っていたんですか。

1番

やりたくないとは思いませんでした。でも、特に積極的にやりたいということも、特にはなかったです。ただ、そういうことがあるんだなと思ったんで参加したというか、そういう感じです。

司会者

あと細かいことは、また後ほど御発言いただけるのかなと思いますけれども、1番の方、判決の言い渡しを終えて、任務を終了した後ですけれども、裁判員になって良かった、あるいはいい経験をしたと思うのか、もう懲り懲りだと思ったのか、その点はいかがだったのでしょうか。

1番

とても良い経験をしたと思いました。それは、その裁判の判決のことに関してだけじゃなくて、さっき申し上げたように皆さんのいろいろな、こちらの方々の考えとか、いろいろなふだんやっていらっしゃることが分かったので、それはとても良かったと思いました。

司会者

刑事裁判手続というものを初めて御覧になって、それに携わっている裁判官とか検察官、弁護士の仕事ぶりを見て、分かるところもあったし、そういう体験が良かったというお気持ちだということによろしいでしょうか。

1番

はい、そうです。

司会者

あと、1番の方は、裁判員に選ばれた日に、引き続き公判の審理が行われたということでしょうか。

1番

そうでした。

司会者

午前中に選任されて、そのまま法廷に参加するということについて、何か御感想はございましたか。

1番

特にありませんでした。

司会者

ありがとうございました。それでは、続けて裁判員経験者2番の方、選ばれたときと職務を全うされたときの違いについて御感想をおっしゃってください。

2番

とりあえず選任のとき、このときはいい経験だからできればいいなど。ただ、くじ運が悪いので、だめだろうなと思っていたのですが、当たってしまったというか、選んでいただけたということで、光栄にそれは思っています。終わってみてですけれども、本当にいい経験をさせていただいたと。こういう刑事事件等は、テレビの番組とイイですか、そういうものでしか見ておりませんでしたので、そういうものだとどうしても見えないところが映ってくる。テレビだと誘導されているところがあるのですが、実際の裁判ではそういうものが証拠調べだとか、そういうものでし

か見ることができない。そういう中で判断していくというところは、ちょっとテレビとは違うなということは感じました。

司会者

ありがとうございました。今、2番の方がおっしゃったテレビだと誘導されるよなという言い方は、要するにドラマだと、いわゆる作られた感があるのが、現実の裁判だとやっぱり生の証人尋問とか、あるいは供述調書などを見ると、やっぱり現実とは違うなとか、そういう趣旨で捉えてよろしいでしょうか。

2番

はい、そうです。

司会者

ありがとうございました。それでは、裁判員経験者の4番及び5番の方ですけれども、同じ事件を担当されております。事案の内容は、被告人が、共犯者と共謀して、3回にわたって共犯者の一人の勤務先関係の会社の現金を強奪しようとして、1回目は現金搬送者を襲って現金を奪い、2回目も現金搬送者を襲ったものの現金は奪えず、現金搬送者2名にけがを負わせ、3回目は事務所に押し入って消火剤をまくなどして現金を奪った事件。それと、強盗に使うための自動車などを盗んだ事件とこういうことですね。まず4番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うされたときとの違いについて御感想をお話してください。

4番

自分のほうは、ちょうど裁判員の候補に選ばれていて、実際呼ばれるのが一番最後だったということで、任期の一番最後だったんで、来ないかなと思っていたところに来たというのが正直なところですよ。それで、来た書類を開けてみると、いろんな事務手続の書類がいっぱい入っていたということで、ちょっとそっこのほうで慌てる場所があったかなと。いろんな口座番号とかの記入とか、本来じゃないところの書類のほう結構多かったような印象を受けました。裁判員のほうが終わりました、自分自身はやる気があったので、そんなに意識的に嫌だなとかいうのはなか

ったのです。初めはちょっと戸惑ったところもあったのですが、終わったときには、また呼ばれれば来たいなという気持ちにはなりました。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方はいかがだったでしょうか。選ばれたときと職務を全うされたときとの違いについて御感想をお話してください。

5番

私は、裁判員経験をしたいなと実は思っていました。だから、積極的に行くということでありました。私自身は大学は商学部で、現役をやめてちょっと暇になったんで、農業のほうを、畑仕事を勉強していたんです。いろんなことをやってみたいなということで、また社会貢献みたいなこともしてみたいなとか。そういう意味では、この裁判員というのは社会貢献の一つということで、非常に興味がありました。関心を持って裁判員の本を読んだりも実はしました。聞くところによりますと、6,000人に一人ということで選ばれるのですね。私は、現役のときの会社、約1万人ぐらいいる会社なんですけど、人事部に言ったら、誰も今まで経験者いないよと。あんた一人だけだと。大変珍しいと言われまして、終わったらいろいろ意見を聞きたいなと、こういうふうなことをそのときに言われていたのです。経験をしてみて非常に良かったと本当に思いました、なかなかこれは裁判員なんか経験できない。経験して、いろんなことを実際に、評議とか、それから裁判員として法廷で7日間ですか、6日間ですか、いい経験したなど。また、1年で1回やったとあって、次の年はまたあり得るということを知りまして、これも知らなかった、いろいろ選び方とか、コンピューターで選ぶとかいろんなこと、選び方についても知りまして、またやりたいなど。やっぱり終わってみて、人の量刑を決めるというのは大変なことだなと。プレッシャーを非常に感じました。私どもの事件はその殺人事件じゃなかったもので、そういう意味ではタイプが違っていて、非常に事件によっては大変なプレッシャーがあるんじゃないかなと。私は、この法廷で判決を受けるときに、被告人と弁護人が不満そうな顔をしていたので、これは控訴するのじゃないかなとい

う予測をしていました。そうしたら、控訴したと聞いたんで、ちょっと複雑な気持ちになっています。

司会者

ありがとうございました。最後に、裁判員経験者6番の方が担当された事件についてですが、事案は、被告人が夫である被害者を包丁で突き刺して殺害しようとしたが未遂に終わったというものです。6番の方は裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとでは違いがあったのでしょうか、御感想をお願いします。

6番

ちょうど私、2月の最初のころから、こちらに4回か5回お伺いしたと思うのですが、その2週間ぐらい前に、会社のほうから職務規程というのが新しくバージョンアップされまして、その中の一つに、裁判員裁判になった場合は、特別休暇を与えるというふうなことが入っていたんですね。ほかの企業さんはどうだか分からないのですが、そんなことがありました。それはそれで、全然意識していなかったもので、ふうんみたいな感じで放っておいたら、その2週間後ぐらいたったら、通知が来たということで。来たら来たでやらないと、義務なんだろうなというふうに思っていました。正直やりたくなかったと思うんです。ただ、これはやらなくちゃしょうがないと。ただ、私自身出張族なもんですから、1週間に1回は日本中のどこかに行っているというもので、仕事との折り合いがつくかなということが気になりました。その前に、100日裁判みたいのがあって、100日も行かされたら出張も行けないし、今評価の時代ですから、会社を休んで、幾ら特別休暇を与えてもいいのかなとか、いろんなことで悩んでいたのですが、実際に4日か5日行けばいいということで、この程度なら頑張って出席しようということで、こちらにお伺いさせていただきました。法律の知識も、大学で法学というのはもちろんありましたけど、ほとんどやった覚えもありませんし、大丈夫かなと思ったのですが、終わった後の感想ですが、自分自身負担にもならなかったですし、仕事のほうも調節できたし、経験としたら自分自身を、何かいい経験と言えればいい経験ですけど、貴

重な経験を積むことができたかなというふうには考えています。

司会者

ありがとうございました。5人の方に改めてお伺いしますけれども、裁判員を務められた後ですけれども、刑事裁判に関心を寄せるようになりましたか。関心を持つようになったという方、恐れ入りますが挙手をお願いできますか。

(全員が挙手する)

具体的には、どういうことについて興味を持って見るとか聞くとかということ、何か変化があったんでしょうか。例えば新聞とかテレビの裁判員裁判の記事をよく聞くようになったとか、見るようになったとか、そんな変化はあったのでしょうか。どうでしょう。1番の方、いかがですか。

1番

前からそういう判決とかそういうものに関しては、新聞は、暇なものですからよく見ます。裁判員をやってから、そのときもそうだったのですけれども、何でその人はそういうことをしたのかなというのにすごく関心を向けました。ですから、新聞や何かで書いてあるのも、そういうことをきっと詳しく皆さん考えたのだろうなという感じで、そういう原因のほうで、刑が何とかというより、そちらのほうに気持ちを多く思うようになりました。

司会者

ありがとうございました。では、次の話題に移らせていただいてよろしいですか。皆様は、実際に裁判員裁判の法廷、すなわち公判と呼ばれるものですが、この公判において検察官及び弁護人の活動を御覧になったわけです。裁判員裁判では、裁判員の方にとって目で見て、耳で聞いて、分かりやすい審理というものをキャッチフレーズにしております。そこで、皆様から見て、当事者の活動に対する率直な御意見、御感想を聞かせていただきたいと思います。ここでは、検察官と弁護人とで分けていきたいと思ひます。

まず、検察官の活動ですけれども、起訴状の朗読に始まって、最初に冒頭陳述と

いうものがあります。いわゆるプレゼンテーションみたいなものです。それから、採用された証拠書類の取調べ、例えば現場の写真だとか、あるいは供述調書の朗読というものがあり、さらに証人や被告人に対する質問、最後に論告求刑ということが検察官の活動として思い浮かばれるだろうと思います。皆様から見て、この検察官の活動について、この点は分かりやすかったとか、あるいはここは分かりづらかった、あるいはここは改めたほうが良いといった御自身が担当された事件についての感想をおっしゃっていただければありがたいと思います。それでは、今度は逆に6番の方からお願いしたいと思います。検察官の法廷での活動について、この点は分かりやすかったとか、ここは分かりづらかった、あるいは改めたほうが良いといった御感想をおっしゃっていただけないでしょうか。お願いいたします。

6番

私の感想は、検察官は非常に分かりやすかったです。言葉の歯切れが非常に良かったです。明解でした。全てにおいて明解であったような、それで求刑でしたっけ、5年をということを明確におっしゃっていて、非常に分かりやすかったです。特に悪い点とかいうのはなかったです。

司会者

6番の方の担当した事件は、いわゆる夫婦間の殺人未遂事件だったわけですが、最初の検察官の冒頭陳述で、この事件の全体像というものはつかめましたか。

6番

私は、検察官の最初のことで全てが分かりました。

司会者

それから、その事件では、被害者である夫が検察側のほうの証人として出廷して、検察官による主尋問を受けたと思うのです。この検察官の尋問は、どういう意図で質問しているのかとか、あるいはその尋問の流れといったもの、これは分かりやすかったのでしょうか、それとも早口でちょっと分かりにくいなという御感想があったかどうか、その点御記憶はどうでしょうか。

6 番

個々の細かいところまでちょっと覚えていないのですが、ただ非常に一つ一つが、私は検察官の方のおっしゃることというのがよく分かって、的を射た質問をされていたという気がします。それで、これはどうかなみたいなのは正直感じなかったのです。非常に効果的で分かりやすく、全体像をつかむのによかった質問であり、発言であったと思います。

司会者

ありがとうございます。それとあと、検察官が請求した証拠書類、要するに殺人未遂現場での写真だとか、家の中の配置図とか、そういったものもあったかと思うのですが、6番の方から見て、そういう証拠書類は十分、分かりやすいものだったでしょうか。それとも物足りなさを感じたとか、そういう場面はあったでしょうか、いかがでしょうか。

6 番

あの事件に関しては、私はあれで十分だったかなど。もう少し部屋の状況みたいなのを、写真が確か2枚ぐらい出てきたかと思うんですが、もう少し具体的な事件現場の写真が多くてもよかったかなという気はします。

司会者

ありがとうございました。次に、5番の方。5番の方が御自身が担当された事件についての検察官の法廷での活動についての御意見あるいは御感想をお願いいたします。

5 番

私が担当した事件は、3つの強盗事件を一度にかかわったといたしますか、そういう事件だったので、それぞれに証人、いわゆる陳述が出て、3回あったのです。そういう意味では非常に、1件じゃないので、毎日のようにその辺の冒頭陳述、それから証人が出て、また冒頭陳述、また冒頭陳述、ずっと3回もあったので、非常にどれがどれかという感じで、メモもとれないし、ちょっと頭の中の整理がなかなか

つきにくい部分があったと。1件ごと、その裁判をやるやり方もあると聞いたのですけども、今回は3つの事件を一度にだったということで、こういうやり方をいつもされるのかなとか、初めてなので、どういうふうにしているのかなとか、ほかの裁判所で共犯者は何か裁判を受けているのか、別々にやっているのか、この辺の関連性というのがどうなのかなとか、ちょっといろいろ疑問を感じている部分がありました。それで、検察官の冒頭陳述からいろいろ御主張は、確かに長さとか朗読の仕方とか、分かりやすかったです。ただし、いろいろ評議に入っていく中で、出されていない証拠とか、この部分は証拠として出ていないとか、あと供述調書はどこまで信用できるのかとか、いろんところで証人がもっと被害者を含めて出てくる、限られた時間なので、その辺がいわゆる証拠によって判断されると言われているのだから、一方でいうと供述調書とか、そっちで判断せざるを得ないとすれば、そういうことがあったような感じがしました。それで、弁護人と検察官の量刑の主張がえらい食い違っているの、差があったので、この辺の、例えば検察官は何でその刑期を言うのか、それは話はしているのですが、我々の分かるような、何でそうなのと。弁護人が言っているものと、たしか8年の差だったのです。その辺も考えると、非常に量刑を決めるときに、証拠の部分と合わせて、なかなか難しい部分があるということです。

司会者

5番の方が担当した事件は、3つ強盗事件があったのですね。強盗既遂事件と強盗致傷事件と、また強盗既遂事件というのが3つあったと思うのですが、1つの冒頭陳述があつて、これから証明しようとする事実はこのとおりですというのがあつて、それで3つの事件ごとに証人が出てきたということでよかったですか。そのときに、検察官の最初の冒頭陳述で、今5番の方がおっしゃいましたが、3つの事件それぞれの特徴は、うまく説明しているとか、あるいはこの被告人と共犯者との関係とか、どうしてこういう3つの事件を起こしたのかとかいったことの全体像、いわゆる事件の全体像というのは、この検察官の冒頭陳述でつかめたのでしょ

うか。その点はいかがですか。

5番

全体像はつかめましたけど、それをつかんで、どっちが主犯、これも弁護人と差があったのです。弁護人は従と言っているし、検察官は主じゃない、同格と言っているし、何か裏に暴力団関係がいる、いろんなことがもう絡んでいるし、だからそういう意味では非常に推測せざるを得ない部分があったような気がしています。

司会者

今5番の方おっしゃったのは、弁護人の御主張との対比で差があるのはもちろんなのですが、検察官だけの冒頭陳述で、事件の全体像、要するに検察官が言わんとしようとしていることは御理解いただけましたかという質問です。

5番

それは理解しました。

司会者

そのほかに、5番の方が、これは3つの事件が1つの裁判所で一気に裁判員裁判となっていることが、これが普通なのか、それともほかの裁判所でやることもあるのか疑問だという趣旨のことをおっしゃいましたけど、どういう意味でおっしゃいましたか。

5番

疑問というか、どういうやり方をね。まず、共犯者は違う県の、さいたまじゃないとこでやっていて、そこで決まっていたと。刑もね。その裁判の内容について、特別な内容は知らされていない。そのときにはオープンにされていなかったと。いわゆる判決だけは聞きましたけど。こっちは、さいたまでやったということで、その辺の連動性というか、共犯と被告人との関係というのは連動性が非常にあると思うので、もっともっとそういう部分も両方知りたかったなというのが後でちょっと思っていました。

司会者

そうすると、共犯者は別の裁判所で裁判が行われていると。1審判決が出ているということが分かったけれども、どういう主張があったのかとか、どういう手続があったのかは、別の裁判所なので、その担当された事件では知らされていなかったし、証拠調べもなかったということで、分かりづらかったということをおっしゃりたいと、こういうことですか。

5番

どうしても比較になりますからね。共犯者なわけですから。

司会者

それから、この事件は今おっしゃったように共犯者らが検察側のほうの証人になっていますよね。この事件自体は、この共犯者と、被告人とは役割がどうだったのかと。先ほどおっしゃったように、共犯者のほうが主、中心で、この被告人は従属的な立場だという弁護側の主張に対して、検察側のほうは、いや対等の立場でしたよということで、対立があったと、こういうことが争点になったということですよ。検察官のこの共犯者に対する証人尋問は、そういう意味で5番の方にとってみると分かりやすい尋問だったのか、あるいはうまくそういうところを引き出すような尋問だったのか、その点はいかがだったのでしょうか。

5番

検察官のそういう質問というか、それは妥当だったと思います。

司会者

逆に被告人質問では、弁護人のほうの質問を受けて、後から検察官が反対質問をしていますよね。その検察官の反対質問は、検察官の意図とか、それから尋問、質問の流れといったところでは、分かりやすいものだったのでしょうか。いかがでしょうか。もう一度繰り返しますが、被告人質問における検察官の質問方法はいかがだったのかということをお尋ねしています。

5番

分かりやすく、突っ込んで簡潔にやっていたと思います。検察官のほうはそう

思います。

司会者

あと、共犯者だけじゃなくて被害者もいらっしゃるわけですね、この事件は。その被害者の供述調書も証拠請求されたと思うのですけれども、その朗読の仕方についてはいかがだったでしょうか。5番の方から見て、読まれたことをその場で聞いて、理解度とか印象度というものは十分だったのでしょうか。

5番

被害者の供述調書は、調書で形にはまったから、それで分かるのですが、理解できたのですが、被害者のほうがたしか証人で来る予定が来なかったですよ。そういうことがあって、被害者がどう感じていたかということを経験者として聞けなかったということがあって、被害者が3件とも確か来ていないですよ。その辺が、被害者としてどこまで恐怖を感じていたのかとか、そういうことが聞ければ、更に分かりやすかったかなという感じはしました。

司会者

ありがとうございました。それと、先ほど冒頭で御発言されたように、検察官の論告求刑と弁護人が言っている量刑の意見というものの差が、8年ですか、開きがあったので、5番の方から見ると、検察官の求刑はどういう根拠に基づいてそういう求刑をしたのかがちょっと分かりづらかったというのは、これは御不満の点ですよ。そういうことでよろしいですか。

5番

(うなずく)。

司会者

それでは続きまして、同じ事件を担当されました4番の方、検察官の法廷での活動について御感想をおっしゃってください。

4番

大抵のことは5番の方が言われたので、あれなのですが、その中で先ほども言

われたとおり、来る予定だった証人が来られなくなったりとか、あと2日目だったかな、証人が行き先を間違えちゃって時間に来れなかったとかという、そういう落ち度的なところがあったかなとは思いますが、全体的な流れでは検察官のほうは明確に進んでいたかなと。2回まとめた表が両方から出ましたが、検察官のほうから出たもののほうが、その表を見て流れきちんと把握できたかなと。今回の事件は、被告人が罪を認めていたというところで動いていた。ちょっと食い違いもあるところはあったのですが、最初から認めていたということで、弁護人のほうは厳しいところだったのかなと思うのですが、検察官のほうは、そういうところできちんと流れを見た説明が分かりやすくされていたかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。今4番の方がおっしゃった検察官と弁護人がそれぞれまとめた表というのは、これは3つの事件の流れとか、あと共犯者と被告人との関係や何かを図示した、そういう図表のことを指していますか。

4番

はい、そうです。まず初日は、全体ではなかったんですけど、一応出たものと、最後に量刑を決める段階で両方から出たもので、最後に出たほうでは、検察官のほうは量刑まできちんと印刷されたもので、これこれこういうわけでこれを求刑しますということ saying it. そのかわり弁護士さんのほうはそこが抜けていて、口頭で出ていたというところでは、ちょっと請求が違ったのかなという感じは受けました。

司会者

今4番の方がおっしゃったのは、最初は冒頭陳述といった書面があって、検察官と弁護人がそれぞれその冒頭陳述の中で言った図表のことで、あとのほうは、論告求刑とか弁論の中で図表を使ったものについて、どちらかというとい検察官の論告求刑のほうの方が分かりやすかった、あるいは説得的だったという趣旨でよろしいでしょうか。

4番

(うなずく)。

司会者

それでは、2番の方にお尋ねします。2番の方、御自身が担当された事件における検察官の法廷での活動について、御意見、御感想をおっしゃってください。

2番

冒頭陳述については、全体の概要について非常に分かりやすかったと思います。あと、争点についても、裁判官の方から聞いていて、それについての内容は十分理解できたと思います。ただ、全体的に見たときに、判決というものを考えた場合に、犯人が取った行動、幾つか事件があったのですけれども、全ての行動が同一の内容で、室内の動きだとか、その行動そのものが全ての事件で同様に説明されていなかった。部分的な事件だけ、こういうことをしました、一つの室内での行動だとか、でも実は聞いたら全部同じことをやっていた、そういうところがそろった説明がされていなかった。その中の一番重要な事件、そのときの実際のこういうことをしましたはいいのですが、それに至った行く前の行動、それが詳しく説明されていなかったと。そういうものが、少なくとも私にとっては判決に影響を及ぼすということで、追加質問をさせていただいたというところがありました。

司会者

今2番の方がおっしゃった中で、事件の数は多かったわけですね。強盗強姦事件のほかに、侵入窃盗事件が4件ありますから、これでもう5件ですね。それからあと、ATMでお金をおろしたという窃盗事件があるので、全部で6件ぐらいになるのでしょうか。2番の方がおっしゃった一番重要な事件というのは、多分強盗強姦事件だと思うのですが、それについて、冒頭陳述のときに検察官の説明の中で、2番の方が判決を作るときに振り返ってみると、もうちょっと犯行に至る経緯とかいうところを検察官が説明しても良かったと、そういう御感想だと理解してよろしいでしょうか。

2番

ちょっとニュアンスが違うのですけれども、4件の窃盗については窃盗しましたしかなかったのです。証拠調べの中で、一部の窃盗について行動が細部ちょっと出てきて、ほかの4件についても、質問したら、やり方は同じでした。でも、その説明が当初なかったということです。強盗強姦についても、いろんなことをしているのですけれども、その4件と同様のことをやっているということもその中で言っていないくて、その後被害者が帰ってきたと。そういう全体の1件1件の事件の流れが全然見えなかったと。やった事実は分かったのですけれども、1つの事件の入ってから出るまでの行動が全部見えなかったというところです。

司会者

この事件の特徴について、いわゆる侵入型の窃盗事件をよく起こしている犯人がいて、たまたまというか、その家に住んでいた女性の方が帰ってきてしまった後、居直って強盗になってしまったという横のつながりがよく分からなかったし、またそれぞれの窃盗事件についても、こういう窃盗をしましたというだけで、もうちょっと詳しくというか、そういうことを言ったほうがいいと、そういうニュアンスでしょうか。

2番

細部を多分あれの中でも言っていると思うのですが、盗みに入ったときに部屋の鍵を閉めます、確認しますというようなことを言っていたのです、その4件、5件といいますか、ATMを除いてですが。それを全てしたとかしていないとか、最後の強姦等になったときに、室内の鍵を閉めていなかったのです。なぜそれをしていなかったのか、そこが非常に疑問が出てしまったのです。部屋に入った時点で、もう女性の部屋だというのは分かっているし、わざと閉めなかったんじゃないとか、少なくとも私は疑問を抱いてしまったのです。要はその部屋の鍵を閉める閉めない、普通だったら閉めていました、たまたまそのときは閉めませんでした、なぜ閉めなかったのか、それが全然最終的にも見えなかったと。犯人はただ分かりませんでしたし

たと言っただけで、なぜ閉められなかったのか、どんな内鍵だったのかということすら分からなかったと。私自身が思ったのは、故意に閉めなかったのか知りたかったというところがあります。

司会者

ありがとうございました。それでは次に、1番の方は2番の方と同じ事件を担当されていますけれども、検察官の法廷での活動について、御意見、御感想をお願いいたします。

1番

最初に白紙で話を伺ったときに、検事さんのお話でとても事件の内容はよくわかりました。それで、量刑をこういうふうにしたいと思っていますというのを言われて、なるほどと思いました。その後、みんなで話し合ったりいろいろしてまた変わりましたけれども、検事さんの話してくださることに関しては、とても私はよくわかりました。

司会者

1番の方にちょっとお尋ねしたいのは、この事件は被害者の証人尋問は全く行われなかったのですよね。

1番

はい、そうです。

司会者

被告人質問で検察官の被告人に対する質問の仕方は分かりやすかったか、それとも早口で何を聞いているかわからないということだったのか、その点はいかがでしたでしょうか。御記憶ありますか。

1番

早口でとか、そういう印象は全くないです。

司会者

ありがとうございました。それでは、今度は弁護人の法廷での活動について御意

見，御感想を伺いたいと思います。法廷での弁護人の活動としては，起訴状の公訴事実に対する意見，それから冒頭陳述，いわゆるプレゼンですよね。それから，証人尋問や被告人質問，更に証拠書類として，被告人が書いた反省文とか，あるいは示談書などがあつたかもしれません。そして最後に，検察官の論告に続いて弁論があつたと思います。皆様から見て，弁護人の活動について，この点は分かりやすかつたとか，ここは分かりづらかつたとか，改めたほうがいいのか，御自身が担当した事件について御意見，御感想をおっしゃっていただきたいと思います。それでは，再び6番の方，担当された事件についての弁護人の活動についておっしゃってください。

6番

私が担当したものというのは割と明確であつたかなど。殺人未遂って割と大きなことだと思うのですが，加害者もやりましたと。被害者も刺されましたが，妻である，許しますというんですかね，全面的にどこまで許したかは分からないのですが，それは事実で，許しますという割と明確なものだつたと思います。検察官は，私ははっきり明確だと申し上げたのですが，弁護人というのは，あのとき二人いらつしやつたんですよ。一人の方は，非常に検察官と同じように明解だつたのですが，もう一人の方が残念ながら，裁判長からも，確か2回だと思うのですが，注意されていまして，誘導尋問ではないですかみたいなことを言われたような気がします。何か仮説があつて，それに基づいてこういうふうにつ張っていくという，そういう印象を私自身も持つたので，そうしたらそのときの裁判長が即座にやめてくださいということをしてすぐ注意されて，覚えています。私の印象は，ちょっと慣れていない方だつたのかなというのが印象には残っているのですが，ただもう一人の方のほうは非常にうまくいったと。うまくいったというのは，きちんと真実を聞き出そうと。そして，きちんと弁護しようという活動をされていたと感じました。

司会者

少し6番の方にお伺いしたいのは，これは，夫婦間で妻が夫を刺し殺そうとして

未遂に終わったという事件でしたけれども、弁護人のほうの冒頭陳述で、この事件についてはここがポイントなのかなとかいうことは理解できたのかどうか、実際に判決、結論を出したときから振り返ってみて、弁護人の冒頭陳述は的を射た冒頭陳述だったのかとか、そんなことについての御感想はございましたか。

6番

難しいですね。割と事実は事実ということではっきりしていたものですから、あとはその感情的な、例えばその刺した奥さんが心理的に追い詰められていたのですよというようなこと、弁護人の方は心情的なものをかなり捉えられていたと思うのです。ファクトはファクトでもう決まっちゃっていますので、刺した、1か月の重傷を負わせたという、それを心情的なところで捉えようというふうなこと、心情に訴えようとしていたという気持ちは、一人の弁護人の方からは分かりました。

司会者

この事件では、被告人の母親が情状証人として出たと思えますけれども、この母親の情状証人についての尋問とか、あるいは切り口というのかな、証人として立てた意図とか、そういったものについては、6番の方から見ると、弁護活動としてはどのようにお感じになりましたか。

6番

先ほど申しましたとおり、事実が決まっているということなので、その心情的なところ、かなり追い込まれていたとか、そういう気持ちの面での事実ということ、また第三者になるのですかね、母親というところが自分の娘のことをこういう生い立ちでこういうことで、結婚も反対してとか、いろんなことをおっしゃっていたと思うのですが、そういうなかなか難しいことがあったのだなど。心情的に、刺したという事実は非常に悪いことですが、裏にはそういうことがあったのだなど。同情できることがあったのだなどということでは、母親の方を呼んだというのは非常に良かったと思いますし、また質問も効果的だったと思います。

司会者

いわゆる当事者が夫婦関係にあったので、ふだんの夫婦の関係がどういう関係だったのかということ、その被告人の母親に証人尋問で語らせたというのがうまくいった事例だと、そのようにお考えになっていると。こういうことでしょうか。

6番

はい、そうです。ほとんどうまくいったと思います。ただ、母親としての強い愛情みたいなのが、それが事実というのに対してどういう影響を与えるかというのはあるのですが、それは今おっしゃったとおりだと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、5番の方。5番の方は、弁護人の法廷での活動についてはどのような御感想、御意見をお持ちでしょうか。

5番

弁護人が二人いまして、主任の方ともう一人の方がいたと思います。ちょっと早口で、どういう意図があるのか、質問の内容によって分かる部分と分からない部分と両方あったような気がします。特に早口で分かりづらい、聞きづらいところがありました。それから、意図ですね。証人を立てて、主張を、検察のあれを覆すというか、その辺のための戦略というか、どういうふうこれを覆すか、その辺の意図がうまく練られていなかったのではないかなという気がします。したがって、弁護人が主張したことが余り理解できない。印象として薄いんですよ。検察のほうの主張ばかり頭に残るという感じがあって、この事件は傷害が絡んでいて、6年から30年ですかね。幅が広いじゃないですか。あと、従だということで、この辺の量刑をいかに軽くするかということ、その辺の主張の仕方、証人の出し方とか、裁判員なり裁判官なりにいかに主張するかということをもっと工夫して、提示の仕方というか、その辺をもっと工夫したほうがいいのじゃないかなという感じを持ちました。ちょっと辛口ですけど、そういうことです。

司会者

この5番、4番の方の事件は、要するに、共犯者のほうが、勤めている会社の内

部事情を良く知っていて、給料等の現金を店に運び込む時間帯だとか日時というものを良く分かっていて、それを被告人たちに情報提供をしたと。実行行為をしたのは被告人自身で、その情報提供者は現場に行かなかったという事例だったのだけど、弁護人は、その実行行為をした被告人よりも情報提供をした共犯者のほうが中心人物で、被告人は言われるがままに手足のような形で動いただけだと、だから、従たる立場で、責任は共犯者に比べて被告人は軽いということを書いたかっただけで、5番の方から見ると、その弁護人の意図というか、主張がまずよく分からなかった。何でそういうことを言うのか、どういう根拠に基づいて言うのかが最初からして分かりづらかったと、そういう御趣旨でしょうか。

5番

だから、その主張の仕方ですね。分かりやすく理解させなきゃだめだから、そういうふうに被告人を弁護するぐらいですから、どういう方法で理解させるかということがなかったのじゃないかなという感じがします。

司会者

今私が話しましたが、そういったことというのは、判決のときには分かっただけでも、最初の冒頭陳述のときには、どういうつもりでそんなこと言っているのかよく分からなかったと、こういう趣旨でよろしいでしょうか。

5番

それぞれの主張は分かっていました。差があるなと思っていました。弁護人として、検察官はああいうふうに求刑しているのだから、それはどういう理由でそうなのだとすることを突き詰めなきゃだめなのですよ。理解させなきゃだめだと。その辺が不足しているのじゃないかということで、そういうものは証拠主義ということがあるので、証人の出し方とか、証拠によってしかだめだということなので、証拠がないと、どうしてもというようなことも確かにあると。後で思うと、そう思います。

司会者

そうすると、その弁護士さんの証人尋問も余り上手じゃなかったということですか。

5番

(うなづく)

司会者

同じ事件を担当された4番の方はいかがでしょうか。

4番

同じ事件だったので、印象的には同じなのですが、冒頭のときには、自白しているということで、そういう進め方をするのかなとは思っていたのですが、実際に被告人質問とかをしているところを見ると、まず弁護士さんは被告人に向かって話しているので、声が聞きづらい。我々裁判員のほうには向かって話さなかったの、余計聞きづらかったというのもあるのと。あと質問が何か尻切れとんぼみたいな、それが質問なのか弁護士さんの主張だったのかがよく分からないで終わっちゃっているというところで、それでちょっと自分のほうの当初の裁判員制度の流れというのが把握できないところもあったので、そういうところではちょっとうまくいけていなかったのかなと。あと、被告人と弁護士さんのすり合わせが最後までうまく行っていなかったのかなと。主張していることと証人とか証拠が挙がってくると若干のずれが出てくるということで、最後の弁護士さんの肝である被告人の反省文とかがちょっと逆に信憑性が薄れてしまっているところがあるのかなと思うので、そこら辺の細かいすり合わせができていれば、もうちょっとうまく進めたのじゃないかなと。弁護士さんなんかの主張と6年ぐらいの差がありましたので、それで控訴しているみたいですので、そこら辺がちょっと詰めが甘かったのかなという感じは思いました。

司会者

ありがとうございました。そうすると、4番、5番の方に改めて伺いますが、論告弁論で一番最後のまとめの主張のときに、検察官の主張のほうは説得的に感じた

けど、今までずっと共犯者の人とか関係する証人の方の尋問などを踏まえた上でも、弁護人のほうの弁論はどうも説得性が足りないとか、何かもやもやっとしている、そんな感じなのですか。

4番

検事さんのほうは、これこれこういう積み重ねでこれだけですってはっきり言えていたんですが、資料にも出ていたんだと思うんですけど、弁護士さんのほうは空白で、こういう情状があるので、これをお願いしますみたいなことを言っていたので、そこでもちょっと迷いがあつたのかなというのを感じました。

司会者

4番の方は、先ほどおっしゃった被告人の反省文とその前の被告人質問での被告人の語り口というのかな、弁護人の質問に対して答えていることでちょっとギャップがあつたというようなニュアンスをおっしゃったのだけど、もう少し詳しくおっしゃっていただけますか。

4番

被告人の今回の事件の前の事件があつたとか、そういうところと、あと本当に細かいところなんですけど、主従関係というところで弁護士さんとかは完全に従の関係ですよと言っている割には、証人が来て話を聞くと、そうではなかったよというのが被告人の口からも明確に出てきてしまうとか、そういうところで言うと、ちょっとそこら辺が詰めが甘かつたのかなという感じはしました。

司会者

ありがとうございました。続きまして、2番の方、弁護人の法廷での活動、率直に御意見、御感想をいただければと思います。

2番

全体的には非常に手抜きのように思いました、申し訳ないんですけど。提出資料もその場で書いたり、事前配付がなかったりというのがありました。それと、当初から争点がこれが本当に争点なのかという感じの争点でしたので、それほど弁護

人の方の主張とかというものがなかったというか、印象には今ほとんど残っていません。逆にそういう資料配付が遅れたり、休憩時間をとって、その間にコピーしたりとか、そういうところしか記憶がないというような感じですか。

司会者

今おっしゃった提出資料をその場で弁護人が書いたというのは、具体的にはこれは証拠書類の類でしょうか。それとも、最後の弁論、主張の類だったか、御記憶ございますか。

2番

証拠調べの中だったと思うのです。

司会者

そうすると、弁護人のほうの証拠書類か何かを出すのに、手書きか何かをされたわけですかね。

2番

そうです。

司会者

しかも、裁判員の方にお配りするとか、そういう資料としてやるものについて準備が不十分だったと、分かりにくかったために裁判長辺りから、ちょっとそれ配ったほうがいいんじゃないかという、命じられたものに対応できていなかった、そんな感じでしょうか。

2番

はい。

司会者

この事件は、要するに被告人はこの起訴状に書いてある事実は全て認めている事件なのですか。

2番

はい、そうだったと思います。

司会者

そうすると、争点というのは端的に言うと、被告人に対してどのような刑を科すのがいいのかということだったと理解してよろしいのでしょうか。

2番

違ったと思います。それで、変な争点だったという記憶なのですが。

司会者

そうすると、変な争点だったということは、余り弁護人のほうの主張がこの事件での的を射た主張というか、問題提起だったとは感じなかったという理解なのですか。

2番

はい、そうです。

司会者

どんなことを主張されたか覚えていますか。

2番

弁護人が主張されていたことは、やった事実については否定しませんが、故意ではなかったと、強盗強姦が。たまたまだったのだというようなことを主張されていただけだったと思うのです。それで、検察側も確かにそう、たまたまだったかも、行きずりというか、成り行きでなったということだったので、そのちょっとしたニュアンスだけの違いを争点とされていたということだったと思います。非常に分かりづらい、それはどう判決、若しくは事実認定に影響するのか理解できなかったということなのです。

司会者

先ほど、この被告人については、泥棒に入るとその侵入した家の鍵を内側からかけるといふか、そういうことをおっしゃっていたのだけど、この強盗強姦事件については鍵をかけていなかったと。ということは、その女性方に入ったことは分かっていたはずだから、わざとその女性の方が帰宅するのを待ち受けていたという可能性があるかどうかちょっと疑問に思っていたということをおっしゃっていたと思う

のですけども、そのような観点でのことなのでしょうか。

2番

申し訳ありません、それ、弁護士の方の話ですか。

司会者

はい。

2番

それは私が疑問に思ったことで、追加質問を最後のほうにさせていただいた、要は事実を確認するためにです。弁護士の方は、その辺については何も主張されていなかったと思います。

司会者

ありがとうございました。では、1番の方はどうでしょうか。弁護人の法廷での活動は分かりやすいものだったか、それとも分かりにくいもの、あるいは印象に残っていないとか、いろいろ御感想あるかと思えますけども、その点はいかがだったでしょうか。

1番

もう最初から、被告人は自分がやりましたと言って、反省していますということで始まっていたものですから、弁護人の方がこういうふうにというときも、今までの事件に関して、本人はいつも外から電気がついていないかどうか、そういうことを全部確認してから入っていたのだけど、そのときはたまたま、電気はついていなかったのだけど、帰ってきちゃったのでそういうことに、逃げようと思ったので、鍵をかけませんでしたということだったと思うのです、弁護人の方は。2番の方がおっしゃるように、今までかけていたのに何でというふうに言ったと思います。何でかけなかったか。被告人は、逃げられるようにと言いました。今までも何回も事件を起こしていて、証人の人というか、このことに関しては誰も来ませんでした、親族の方は。しょっちゅう警察というか、刑務所とかにお世話になっていたと思えます、その本人は。だから、そういう意味ではとてもしおらしくというか、こうい

うときはこういうふうに静かに反省して、そうですと言ったほうがいいなというのが、もしかしたら分かっていたかなと思いました。それまで検察の方に言われているときも、弁護士さんにいろんなこと言われているときも、黙って下を向いているだけで、後で本人が質問されるようになったときには、こうですというのは言いましたけども、どうしてもこうしてくださいというのはなかったです。もうまずいことやっちゃったなというのは、多分今までと違うことをやったというのを本人がよく分かっていたので、それについて弁護士さんは、今まではそういうことしていなかったんだけど、たまたまこうなりましたという形で弁護をされたけれども、私は聞いていて、ああ、なるほどなと思っただけで、弁護士さんが云々ということは全くありませんでした。

司会者

そうすると、1番の方から見ると、弁護人の活動というのは余り印象に残っていないのですか。

1番

そうですね、はっきり言うとそれほど印象に残っていません。ただ、本人がもうそうですと言うから、確認でこうですよねというとき、そうですということで、弁護士さんが、ちょっと法廷のこと分かりませんが、弁護士さんって被告人を助けてあげるといふか、そういう役なのでしょう、だからそういうことに関しては、それほどやるべき仕事なかったのかもしれないなと思いました。

司会者

ありがとうございました。ところで、皆様全員にお伺いします。皆様は、実際に裁判員を務められたときに、証人または被告人に対して質問をなさいましたか。証人または被告人に対して補充質問という形になりますが、実際に質問を行ったという方、恐れ入りますが挙手をお願いします。

(2番, 4番, 5番, 6番が挙手)

また、証人尋問とか被告人質問で、検察官及び弁護人の質問だけでは物足りない、

何かよく分からなかったと、自分たちが質問したことでようやく話の真相が分かったといった経験はされたでしょうか。そのようにお感じになった方がいらっしゃったら挙手をお願いします。

(2番, 4番, 5番が挙手)

2番の方, 具体的にはどんな点が物足りないと思われたのでしょうか。

2番

先ほどちょっと申しましたけれども, 強盗強姦になった事件に関して, 女性が家に帰ってきたところで, 彼は逃げずに部屋の中にとどまった。なぜそれがとどまったのか, その前にほかの窃盗事件等では鍵をかけていた。じゃ, なぜ今回かけなかったのかというところが全然説明になかった。裁判官からは質問が出ていましたけれども, そういうものでやっとな全体の流れが, 真っ暗闇の中でどうやっていたのかとか, 外の明かりだけで見えたのかとか, 電気をつけていないということですので, じゃどうやって, はさみの話も実はあったのですが, はさみがどうしてそこに, 暗闇の中にあるのが分かったのかとか, そういうのが全然。そういう話は, 検察官も弁護人も一切話はありませんでした。要は情景が, 時の流れといいますか, そういうのが見えなかったというところを質問させていただきました。

司会者

では, 4番の方はどんなお気持ちだったのでしょうか。

4番

うちの事件は, ちょっと件数が多かったのを全てやったということにして, 限られた時間の中で, 多分よりすぐっての質問だったとは思いますが, その中でも, そのつなぎ, つなぎの細かい部分がちょっと出ていなかったのかなど。裁判長やら自分たちから質問したのですが, 最後の評議のときになると, ちょっとそれでもまだ聞き足りなかったところがあったかなというのがあったので, その取捨選択もあるとは思いますが, どこを重要視するかというのが難しいところなのかもしれない, とは思いました。

司会者

ありがとうございました。5番の方はどうでしょう。

5番

この事件の一番の争点は、一つは被告人と共犯者が同等なのか、従なのか、ここが争点だと思うのですが、本当にその首謀者は誰なのかというところの突っ込みが、お互いが結構弱いものだから、お互いの主張だけはするのだけど、あの法廷の中で聞けなかったということなので、ちょっともやもやが残っていたというのが一つ。それから、この事件はお金を、強盗ですから、たしか800万円だよ、えらい金額を盗んでいるのだけど、それが共犯者と被告人の主張は違うんです、もらった金額に。だから、半々で分けたのじゃないかということなのだけど、それがどこへ流れたか、そこら辺が非常にこれも不明確なところがあったと思います。

司会者

ありがとうございました。皆様の中に、担当された事件について、この人の話は直接証人として聞いたかったという御感想をお持ちの方いらっしゃいますか。御担当された事件の中で、この人の話は直接聞いたかったかなど。先ほど4番、5番の方の中に、被害者の実際の恐怖感とか、そういうものは証人として語ってほしかったという御感想はあったと思いますが、ほかの方はいかがでしょうか。供述調書を読むのではなく、証人尋問で話を直接聞いたかったという御感想をお持ちの方いらっしゃいますか。ないですか。

それでは、ここで現職の検察官、弁護士の方から、経験者に対して御質問等ございましたらお願いしたいと思います。まず、小倉検察官、どうぞ。

小倉検察官

私のほうはよく分かりましたので、質問は特にございません。

司会者

では、岡弁護士はいかがですか。

岡弁護士

事件の中身が必ずしも分かっていないので、少し確認なのですが、まず6番の方なのですが、先ほどの弁護活動についての御指摘にかかわる点なのですが、誘導尋問があったと、弁護人が誘導するような尋問があつて、裁判長からも注意されたということ述べていましたよね。

6番

はい。

岡弁護士

それは、可能性としては被告人質問と、その被害者として出てきた御主人ですかね、証人尋問という2つ機会があつたと思うのですが、その両方なのでしょうかね、あるいはどちらか、もし御記憶があれば。

6番

まだ裁判が始まって間もないころで、最初の方だつたと思います。だから、どっちなのだろう・・・

岡弁護士

そうすると、順番からいうと御主人ですかね。

6番

すみません、ちょっと内容まで覚えていないのですが、こういうことですよねみたいな感じで、こうだつたのですよねみたいな、もう始めに何かこういうことありきで、それに持っていく、そのこういうことというのが仮説のようなものであつて、そこに持っていったような気がしているのですが、多分そういう誘導的なものはやめてくださいと、裁判長も誘導的という言葉を使ったか分からないのですが、そんなようなことと近かつたような気がしています。

岡弁護士

もし御記憶にあればなんですが、この事件、検察官が最初に質問したという順番だつたようなのですが、今の御主人について。その後弁護人が質問するときに、印象としては引っ張るような質問があつたと、こういうことですか、もし御記憶があ

れば。

6番

ごめんなさい、余りはっきりしないです。多分そうだったと思います。

岡弁護士

それで、先ほどの御指摘でちょっと気になったのが、二人弁護士がいて、何か上手、下手の問題もあったようなのですが、訴えているポイントがずれているようにも感じたということなのですか。

6番

それはなかったです。多分役割分担があって、その一人の方は大きなところで、もう一人の方は細かいところだったと思うのですけど。

岡弁護士

ありがとうございます。引き続き、4番の方と5番の方の事件は、二人から指摘されていた弁護人の言っていることがよく分かりにくかったということなので、少し教えていただきたいのですが、同格だったというふうに検察官は言っていると、弁護人は従属的だったと主張していたのですかね、どこが分かりにくかったということなのですか、従属的だとどうして言えるのかという、その根拠がそもそもはっきりしていなかったということなのか、それはそれで一応出ていたけども、出てくる証人が全然違うこと言っちゃうので、崩れたという面があるのか、あるいはその両方なのか、もし覚えてらしたら教えていただけますか。

5番

従属的だと主張しているのだけど、従属的だということを証言者に証言させるとか、そういうことじゃないのです。だから、証言者は何か被告人と共犯者との間の話し方が、お互い同等みたいに聞こえたような印象で我々には伝わってくるので、じゃ弁護人のいうその従だという根拠と主張、これが不足していたということだと思います。証人が出てきたのだけど、一方が他方に対して呼び捨てとかそういうのじゃなくて、お互いが同等のようなやり取りに聞こえたということで、我々も同等

のやり取りに聞こえました。

4番

その従属的というところでいうと、携帯の着信履歴とかというものも出ていたのですが、それはかけている時間とか考えると、そんなに弁護人が主張しているところほど従属とか同等という判断はつかないかなというところとか、あと分かりづらいつらいつらというのは、質問の仕方自体が分かりづらかったというのがあるのです。被告人から聞き出すような質問ではないような感じで、こうですよねみたいなところで終わっちゃっているとか、そういう何か確認事項だったみたいな感じで、それがどういいう意図でその質問をしているのかが分からないところがあったというか。

岡弁護士

要するに事実を被告人から聞くのじゃなくて、こうだったですよねみたいなの、弁護人が何か言いたいことを言って、先に言っているような印象を受けると、こういうことですか。

4番

そうです。それで、その後の弁護人からの続きの話もないので、そこで切れちゃっているの、それは何だったのだろうというところで終わっちゃっているところも何回かあったかなと。

岡弁護士

あと、1番の方と2番の方の事件、これも手抜きとかいう印象ですかね、率直に言っていただいたと思うのですが、1つお聞きしたいのは、確かに2番の方の先ほど来のお話を聞きますと、そういう疑問点、つまりいつもは内側から鍵を閉めているのになぜ閉めなかったのかと、閉めなかったのは逃げる理由と言っているけども、それはこれまでと同じじゃないのかと、しかも真っ暗な中で窃盗しようとしていて、帰ってきて、何か結構離れたところにあるはさみをとってきてみたいなのが、それよく分からなかったと、こんなような御指摘は、お話を聞くとなるほどなと思うのですが、そういう点について弁護人は、要するに最初から問題意識を持って説明

しようとしていなかったという印象なのですか。

2番

これについては、検察側、弁護士側とも争点にしていけないので、説明が一切ありませんでした。

岡弁護士

検察官も、恐らくは証拠が必ずしも明確じゃないので、わざとだという主張はしていないわけですかね。

2番

閉めていた、閉めていないが、ほかの窃盗事件の一部の言葉で出てきたのです。それで、ほかどうなのですかと聞いたら、ほかは全部閉める、要は彼のまずパターン、呼び鈴を押して、電気が消えている、呼び鈴を押す、応答がないので入るパターンなのです。最後の強盗強姦になったものも同じように窓ガラスから入って2部屋というか、1Kというのですかね、一応扉はあるのですが、その内扉も開いていて、女性が入ってきたのが分かんないという話だったのです。それはないでしょうと。玄関開けたらカーテン動くし、そしたら空気も動くわけですよ、分からんわけないでしょうと、その辺の説明が一切どちらからもなかった。逃げるつもりだと本人が言ったので、それなのに逃げなかったし、何で逃げなかったのと、その辺の説明も詳しくはなかったと。

岡弁護士

審理の中で、むしろ裁判員の方から見ると当然出てくる疑問というのがあって、そういったあたりについて、検察官も含めてなんですが、弁護士も問題意識を持った説明をそもそもしようともしていなかったと、こういう御印象なのですか。

2番

そうです。事実が、弁護士も検察官も被告人も全て認めているという状態だったので、馬乗りしていましたが、はさみで切りました、はさみどこにあったの、手元にあったのと聞いたら、離れた流しの上にはありましたと、何で真っ暗なところで流し

にあるのが分かったのとか、ですからどんどん疑問が出てきてしまったのです。

岡弁護士

分かりました。ありがとうございました。

司会者

それでは、次の話題に移らせていただきます。今度は、法廷での審理が終わった後、評議と言われます裁判員の方々と裁判官との話し合いという場面でありますけれども、守秘義務の問題がございますので、その点は御配慮いただくということにしまして、評議は話しやすい雰囲気だったでしょうか。また、皆様から見て十分な議論ができたでしょうか。さらには、裁判官のほうから裁判員の皆様に対して、こういう結論に持っていかうという誘導を感じたことがあったでしょうか。今から振り返って、この評議の雰囲気とか議論の状態とかについて、御感想をいただければ幸いに存じます。まず、1番の方はどうでしたでしょうか。

1番

自由な雰囲気です。何でも言えました。だから、特にこういうふうに誘導されたとかという感覚はないです。

司会者

ありがとうございました。では、2番の方はいかがでしょうか。

2番

過去の事例をデータベース等で見せていただきました。裁判員裁判の結果ですとか、それ以前の結果だとかという説明があったもので、私にとっては誘導的なものというふうにとってしまいます。

司会者

多分量刑検索システムと言われている平成20年からの裁判例を集積したものがありまして、棒グラフを示されたりして、こういう事例のときにはここに山がありますよとか、そういう説明があったのだらうと思うのですが、そういうことでよろしいですか。

2番

はい。

司会者

それでは、4番の方、評議の雰囲気、あるいは4番の方にとっては十分に議論ができたかとか、あるいは裁判官による誘導があったかどうかということについての御感想をお願いします。

4番

うちのほうは、評議の時間が約1日半ぐらいたっぷりあったので、当初はほかの方と帰りに、「こんなに時間とるのかね。」なんていう話をしていたのですが、それでもちょっと足りないぐらい評議をしました。評議自体は、話しやすかったし、分かりやすかったと思います。一つ一つの事実を確認していくということで時間がかかるのだなというのも、やってみて分かったことです。それに対する評価、結果的なものも自分的には納得したところでは出したと思うのです。

司会者

では、5番の方、どうぞ。

5番

評議は話しやすい。裁判長が裁判員に気を使ってくれまして、話しやすい雰囲気作りをやられていたと、それはすごく感じました。裁判長というのはもともと堅い感じなのかなという、だったのですが、そういう意味じゃ非常に話しやすかった。それから、評議は1日半ありまして、ただし3件の事件なので、証拠調べ、やっぱり大分時間かかって、それは十分だったかなと私自身は思っています。

司会者

最後に6番の方、どうぞ。

6番

私は、最初に評議というのが1日半あるということで、非常に長いなと思ったのです。いつもの自分の生活と照らし合わせてみて、会議というのは大体1時間半ぐ

らいなものですから。実際にやってみて、やっぱりこのぐらいきちっとかけてやるものだなということで、十分話し合いができたと思います。1日半というのは私にとってみれば良かったかなと思っております。誘導があったかというのは、なかったです。全くございません。今2番さんからも出ていたのですが、データベースを私は出していただいたので、非常に良くて、こちらでやったということが、日本中を照らし合わせした場合、違っていると、同じような案件で違うものが出てしまっているというのはちょっとまずいと思うので、私はあれを参考にしましたので、あれがあったのは非常に良かったかなというふうに感じております。

司会者

ありがとうございました。では、寺本裁判官のほうで何か御感想なりお尋ねになりたいことがあればどうぞ。

寺本裁判官

それでは、皆さんに伺いたいのですけれども、評議の流れとしては、まず被告人がこの犯罪を行ったのかどうか、有罪なのか無罪なのかという点をきちんと確認して、その上で量刑を決めていくに当たっては、どういう行為をやったのだろうか、それからどんな結果が生じたのだろうか、それからそれはどうしてやっちゃったのだろうかとか、それからあと反省しているだとか、そういう話も最終的に考慮したと思うのですけれども、そういったことを評議の中で話し合っ、て、量刑を決めていかれたのではないかと思います。そういった評議が行われる前に、法廷で全ての証拠調べなどを見なければいけないわけですよ。皆様の中で、こういう評議になるのだったら、証拠調べを聞く前に、こういうところを聞くのがポイントですよとか、そういったことを裁判所のほうで教えてもらえたらなというふうに思われた方がいらっしゃるか、あるいは事前に聞くべきポイントとかそういうことを裁判所のほうで言ってくれたので、理解の助けになったとか、そういった御感想があれば、是非伺いたいのですけれども。1番の方からお願いできますでしょうか。

1番

特にないです。

寺本裁判官

特にないというのは、裁判所から特に事前の説明はなかったということでしょうか。

1 番

いえ、説明していただいて、検事さんの説明と弁護士さんの説明とで、なるほどと思ったものですから、もっとこうすればよかったのにといいことはないのでという意味です。

寺本裁判官

ありがとうございます。じゃ、2番の方。

2 番

評議をして初めて疑問が出てくるというのが、要は素人ですので、こういう事件だから、こういうことを聞いたほうがいいのかというような、もしマニュアルみたいなものがあればいいんですが、事件事件でやはり違うと思いますので、その点はちょっと求めるほうが難しいのかなという。どうしても最後のところで裁判官の方に質問していただいたと、自分ではちょっとしづらいから、お願いということで頼んだのですけれども、そういう形をとらせていただいたということがあります。

寺本裁判官

ありがとうございます。じゃ、続いて4番の方、お願いできますでしょうか。

4 番

始まる前というところでは、ないと思うのですが、裁判長が言われた話で、証人尋問とかで起訴状の事実肉付けしていくのだという話をされたと思うのですが、それは納得いくところ、起訴状、最初読んだとき、いろいろ話を聞いてきて感じ方も違って来るので、最初にここをというのは多分、2番の方言われたとおりに難しいと思うので、そこはの間、間、評議のときにここをという話が出てくるのなら分かると思うのですが、最初にと言うのは多分難しいかなとは思いました。

寺本裁判官

じゃ、休憩時間とかそういったときに、そういった証人尋問のポイントとか、何かここが分かんないよねとか、そういう話はざっくばらんに評議室の中ではできましたでしょうか。

4番

そうです。ざっくばらんにこういうところ聞きたいよねというのは、できたと思います。

寺本裁判官

5番の方、お願いできますか。

5番

事件というのは、確かにそれぞれの事件によって皆やっぱり状況違うので、あらかじめそういうマニュアルを作るということは、ある行為ではできると思うのですね。最低限の知識をあらかじめやっぱり我々も提供される必要があるから、その辺の工夫といいますか、どこまでがマニュアルとしているのかというのは、ある部分にとってはあってもいいのかな。そういう印象です。

寺本裁判官

6番の方、お願いします。

6番

十分審議されていきましたので、私は特にそれを感じることはなかったのですが、裁判官の方3名が非常に全部もうメモをとっていましたよね。もうこれ仕事柄、当然なのでしょうけども、いろいろとられていたと。どうだったのでしょうかねというと、それで確認できた。あと、私が一番良かったなと思うのは、録音されていきましたよね。確かそういうものを全部録音していたので、あのときどうだったのですかねみたいなことを全て聞くことができた、あれで十分でした。

寺本裁判官

ありがとうございました。

司会者

それでは、ちょっとお時間も押し迫りましたけれども、裁判員裁判に参加された際にストレスを感じた方いらっしゃいますか。裁判員裁判に参加されたときですけども、ストレスを感じた方いらっしゃったら、恐れ入りますが、挙手をお願いできますか。

(2番と5番が挙手)

2番の方は、どういうところでストレスを感じられたでしょうか。

2番

選任手続でしたっけね。最初の初日のです。それから即午後裁判に入ってしまった、そのときです。一番ストレスがたまったのは。あと、事件の内容について、私の娘も同年代だったので、そういうのにちょっとかぶせてしまったという部分があります。

司会者

2番の方、職務を全うした後、今日現在に至るまでの間は、そのストレスというものはまだ残っておられるでしょうか。

2番

時間とともにすぐ忘れるほうなので、忘れていました。今回、この話が来るまでだったのですが、また思い出したというのがあります。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方、ストレスを感じたということですが、どういうことでしょうか。

5番

量刑を決めちゃったこと、負い切れるかと、これによってその人の人生が決まるので、それを決めることに対する重圧というのはありました。控訴したと聞いて、そういう意味では、今後の行方はどうなのかなと、何をどう感じているのかなということを非常に頭の中にあります。

司会者

今現在もストレスは感じておられますか。

5番

何かいわゆるきちっと決まっていけないので、何となくもやもやがあるということです。

司会者

最後にお尋ねします。皆様には守秘義務が課せられているわけですが、今は、裁判員としての職務を離れたわけです。長い方だと半年余り、短い方でも2月に任務終了された方がいらっしゃいますので、3か月ほどでしょうか。この守秘義務について、今現在重荷に感じておられますか。もしも守秘義務というのは、今重荷に感じているという方いらっしゃいましたら、恐れ入りますが、挙手をお願いします。

(挙手なし)

いらっしゃいませんか。逆に、守秘義務ということがあるのは分かっているし、重荷に感じていない、逆に重荷に感じていないという方はどれぐらいいらっしゃいますか。

(1番, 2番, 4番が挙手)

ありがとうございました。最後に、岡弁護士あるいは小倉検察官のほうから何かお尋ねになりたいことございますか。

岡弁護士

先ほど評議のところ、データベースの利用という点で、6番の方がおっしゃった点と2番の方がおっしゃった点が少し受け止め方が違っていたように聞こえたのですが、私ども一般的に考えていますのは、6番の方がおっしゃったように、特に何年というふうに決めなくちゃいけないときに、日本の法律はかなり幅が広いので、大体同じようなことをして、全然違うとこで全然違う結論だとよくないので、参考にするものはむしろ判断の足しになるのかなというふうに一般的には私たち考えているのですが、どうも2番の方にとっては、事案の性質だとか、さまざま

まな状況があったのでしょうけど、それを見せられたことがむしろプラスになったよりも、ややどうかなという感じだったようにさっき聞こえたのですが、もう少し具体的に、どの点がちょっとマイナスというか、気になったということになるのでしょうか。

2番

ちょっとこれは評議の中身になってしまう可能性あるので。

小倉検察官

4番、5番の方にちょっと伺いたいのですが、担当された事件は、被告人が暴力団関係者だったということなのでしょうか。

5番

私の長い経験の中で、暴力団怖いなと思っているので、これについては非常にプレッシャーがあるな、やりたくないなというのがあります。人によるでしょうけどね。そういう意味では、暴力団の事件というのは、非常にプレッシャーを感じました。

4番

暴力団関係というところではあったのですが、話には出てきた一番偉い暴力団のほうは、もう関係ないというか、そこまで話が詰められないような展開だったので、そこまで暴力団関係というところで自分は感じなかったのですが、ただ元勤めていたところもそういう風俗系だったということで言うと、傍聴人の方、自由に入ってこられますので、そういう方が来られているのかなというのはいちよっと思うところはありましたが、それ自体に関しては、そんなには感じませんでした。

司会者

それでは、長時間にわたりまして裁判員経験者の皆様、本日お忙しい中、御協力いただきましてありがとうございました。皆様の裁判員制度への思いをしっかりと受け止めて、今後も運用に役立たせていただきたいと思います。これをもちまして意見交換会を終了させていただきます。